

特定非営利活動法人

シティーウィンズ久留米市民吹奏楽団 定 款

第1章 総 則

- 第 1 条 名称
- 第 2 条 事務所

第2章 目的および事業

- 第 3 条 目的
- 第 4 条 特定非営利活動の種類
- 第 5 条 事業

第3章 会 員

- 第 6 条 種別
- 第 7 条 入会
- 第 8 条 入会金および会費
- 第 9 条 会員の資格の喪失
- 第10条 退会
- 第11条 除名
- 第12条 拋出金品の不返還

第4章 役 員

- 第13条 種別および定数
- 第14条 選任等
- 第15条 職務
- 第16条 任期等
- 第17条 欠員補充
- 第18条 解任
- 第19条 報酬等

第5章 総 会

- 第20条 種別
- 第21条 構成
- 第22条 権能
- 第23条 開催
- 第24条 招集
- 第25条 議長
- 第26条 定足数
- 第27条 議決
- 第28条 表決権等
- 第29条 議事録

第6章 理事会

- 第30条 構成
- 第31条 権能
- 第32条 開催
- 第33条 招集
- 第34条 議長
- 第35条 議決
- 第36条 表決権等
- 第37条 議事録

第7章 資産および会計

- 第38条 資産の構成
- 第39条 資産の管理
- 第40条 会計の原則
- 第41条 事業年度
- 第42条 事業計画および予算
- 第43条 暫定予算
- 第44条 予備費
- 第45条 予算の追加および更正
- 第46条 事業報告および決算
- 第47条 臨機の措置

第8章 定款の変更、解散および合併

- 第48条 定款の変更
- 第49条 解散
- 第50条 清算人
- 第51条 残余財産の帰属
- 第52条 合併

第9章 公告の方法

- 第53条 公告の方法

第10章 雑 則

- 第54条 細則

付 則

~~~~~



特定非営利活動法人  
シティーウィンズ久留米市民吹奏楽団

SINCE 1980

設立日: 1980年3月1日創立・2000年3月6日登記  
 法人番号: 2904-05-001385 (福岡法務局久留米支部)  
 所在地: 〒830-1126 久留米市北野町稲数46番地6  
 練習場: 〒839-0862 石橋文化会館(久留米市野中町1015)  
 私書箱: 〒839-8691 久留米東郵便局私書箱8号  
 Internet: www.city-winds.net ・ info@city-winds.net

特定非営利活動法人シティーウィンズ久留米市民吹奏楽団定款の原本と相違がない事を証します。(A4・両面10ページ)

2017年4月30日

福岡県久留米市北野町稲数46番地6  
 特定非営利活動法人  
 シティーウィンズ久留米市民吹奏楽団

理事長 松原昭彦



# 特定非営利活動法人 シティーウィンズ久留米市民吹奏楽団定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人シティーウィンズ久留米市民吹奏楽団という。英字を含め記載する場合は、City Winds 久留米市民吹奏楽団(NPO)と記載する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県久留米市北野町稲数46番地6に置く。

## 第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民に対してコンサートなどの音楽演奏活動を行い、地域文化の振興と音楽のある豊かな街づくりに貢献する。また、21世紀の地域社会を担う子どもたちに対しては、出張音楽教室や講習会などの音楽普及活動を行い、豊かな情操を培うとともに、健全育成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 定期的な演奏会
- (2) 小学校中学校を対象とした出張音楽教室
- (3) 管打楽器講習会の開催や講師派遣などの音楽普及事業
- (4) 地域イベントや施設等での依頼演奏の受託事業
- (5) 機関誌の発行事業
- (6) 情報の発信と収集およびネットワーク作り等のインターネット事業
- (7) 技術向上のための講習会の受講など研修事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の三種とし、正団員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 正団員
- (2) 一般団員
- (3) 研修員

(入会)

第7条 この法人の会員は、それぞれ次の条件を満たす者とする。

1. 正団員は、この法人の目的に賛同する吹奏楽経験者で、率先して活動に携わることの出来る18歳以上の個人で、次の手続きを完了し、別に定める入会金を納付した者。
  - (1) 正団員として入会しようとする者は、この法人が別に定める入会申込書により、理事長あてに申し込むものとする。
  - (2) 理事長は、前号の申し込みがあった時、その者がこの法人に適合すると認める場合は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
  - (3) 正団員の申し込みを受け付けた理事長は、本項第1号の者の入会を認めないときは、速やかにその理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
2. 一般団員は、この法人の目的に賛同する吹奏楽経験者で、活動に携わることの出来る個人、または、この法人の目的に賛同しその活動を支援する個人で、次の手続きを完了した者。
  - (1) 一般団員として入会しようとする者は、この法人が別に定める入会申込書により、理事長あてに申し込むものとする。(但し18才未満の者は保護者の同意書を添付)
  - (2) 理事長は、前号の申し込みがあった時、その者がこの法人に適合すると認める場合は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
  - (3) 一般団員の申し込みを受け付けた理事長は、本項第1号の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
3. 研修員は、将来この法人の正団員一般団員 を目指す個人で、次の手続きを完了した者。
  - (1) 研修員として入会しようとする者は、この法人が別に定める入会申込書により、理事長あてに申し込むものとする。(但し18才未満の者は保護者の同意書を添付)
  - (2) 理事長は、前号の申し込みがあった時、その者がこの法人に適合すると認める場合は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
  - (3) 研修員の申し込みを受け付けた理事長は、本項第1号の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第8条 正団員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。一般団員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のひとつに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 理事長あてに退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、またはこの法人が消滅したとき。
- (3) 正団員および一般団員について、継続して一年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、この法人が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号のひとつに該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款のほか、この法人の規則に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
2. 理事会は、前項の規定により会員を除名しようとする場合は、その会員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

( 拋出金品の不返還 )

第 1 2 条 既納の入会金、会費およびその他の拋出金品は、返還しない。

## 第 4 章 役 員

( 種別および定数 )

第 1 3 条 この法人に次の役員を置く。

( 1 ) 理事 3 人以上

( 2 ) 監事 1 人または 2 人

2 . 理事のうち、1 人を理事長とする。

3 . 理事のうち、1 人または 2 人を副理事長とする。

( 選任等 )

第 1 4 条 理事および監事は、総会において選任する。

2 . 理事長は、理事の互選とする。

3 . 副理事長は、理事長が指名し、理事会の承認を得る。

4 . 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および三親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

5 . 法第 2 0 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

6 . 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第 1 5 条 理事長は、この法人を代表する。

2 . 副理事長は、理事長を補佐し、理事長の不在時は、その職務を代行する。

3 . 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づいて、この法人の業務を執行する。

4 . 監事は次に掲げる職務を行う。

( 1 ) 理事の業務執行の状況を監査すること。

( 2 ) この法人の財産の状況を監査すること。

( 3 ) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

( 4 ) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

( 5 ) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

( 任期等 )

第 1 6 条 役員の任期は、毎年 7 月 1 日から、翌々年 6 月 3 0 日までの 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 . 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の残任期間とする。

3 . 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

( 欠員補充 )

第 1 7 条 理事または監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 この法人は、役員総数の三分の一以下の範囲で、役員に対し報酬を与えることができる。

2. この法人は役員に対して、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は正団員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散および合併
- (3) 事業計画および活動予算ならびにその変更
- (4) 事業報告および活動決算
- (5) 役員の選任または解任
- (6) 入会金および会費の額
- (7) 借入金(年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。)
- (8) 組織の変更など、運営に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正団員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第1号、および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正団員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正団員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正団員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正団員の表決権は平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正団員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正団員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正団員は、前2条および次条第1項の適用については出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正団員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
  - (2) 正団員総数および出席者数  
(書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
  3. 前2項の規定に関わらず、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があったとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があったとみなされた日
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ( 1 ) 総会に付議すべき事項
- ( 2 ) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ( 3 ) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 3 2 条 理事会は、理事のうち一人から招集の請求があったときに開催する。

- 2 . 第 1 5 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったときに開催する。

(招集)

第 3 3 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 . 理事長は、前条各項の規定による請求があったときは、その日から 1 0 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 . 理事会の招集をするときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 3 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 3 4 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第 3 5 条 理事会における議決事項は、第 3 3 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 . 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第 3 6 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 . やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- 3 . 前項の規定により表決した理事は、前条および次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 . 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 3 7 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ( 1 ) 日時および場所
- ( 2 ) 理事総数、出席者数及び出席者氏名( 書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- ( 3 ) 審議事項
- ( 4 ) 議事の経過の概要および議決の結果
- ( 5 ) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 . 議事録には、議長およびその会議に出席した理事 1 人以上が署名、押印しなければならない。

## 第 7 章 資産および会計

(資産の構成)

第 3 8 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- ( 1 ) 設立当初の財産目録に記載された資産
- ( 2 ) 入会金および会費
- ( 3 ) 寄付金品

- ( 4 ) 財産から生じる収益
- ( 5 ) 事業に伴う収益
- ( 6 ) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および予算)

第42条 この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定および使用)

第44条 予算超過または予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第46条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および活動計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正団員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- ( 1 ) 目的
- ( 2 ) 名称

- ( 3 ) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ( 4 ) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- ( 5 ) 社員の資格の得喪に関する事項
- ( 6 ) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- ( 7 ) 会議に関する事項
- ( 8 ) その他の事業を行う場合における、その種類その他該当その他の事業に関する事項
- ( 9 ) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- ( 10 ) 定款変更に関する事項

（解散）

第 4 9 条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- ( 1 ) 総会の決議
  - ( 2 ) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - ( 3 ) 正団員の欠亡
  - ( 4 ) 合併
  - ( 5 ) 破産手続開始の決定
  - ( 6 ) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 . 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正団員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 . 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（清算人）

第 5 0 条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合の解散を除く。

（残余財産の帰属）

第 5 1 条 この法人が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 1 1 条第 3 項に掲げる者のうち、解散時の総会において定めた者に譲渡するものとする。

（合併）

第 5 2 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正団員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 5 3 条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示し、ホームページに掲載して行うとともに官報にも掲載して行う。ただし、法第 2 8 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の掲示板に掲示して行う。

## 第 10 章 雑 則

（細則）

第 5 4 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。

|       |    |         |    |                           |
|-------|----|---------|----|---------------------------|
| 理事代表： | 氏名 | 松 原 昭 彦 | 住所 | 福岡県久留米市高良内町 2 3 7 3 番地の 4 |
| 理 事：  | 氏名 | 大 塚 卓 男 | 住所 | 福岡県久留米市国分町 7 4 3 番地の 1 6  |
| 理 事：  | 氏名 | 山 本 規 三 | 住所 | 福岡市中央区春吉 2 丁目 2 番 2 1 号   |
| 監 事：  | 氏名 | 石 橋 享 一 | 住所 | 福岡市城南区堤団地 1 0 番 4 0 3 号   |

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 1 6 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から 2 0 0 0 年 8 月 3 1 日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第 4 2 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 4 1 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から 2 0 0 0 年 6 月 3 0 日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金および会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - ( 1 ) 正 団 員 入会金：金千円 会費：金千円 / 月
  - ( 2 ) 一般団員 入会金：金 0 円 会費：金千円 / 月

## 附 則

1. この定款は、平成 1 7 年 2 月 5 日から施行する。

## 附 則

1. この定款は、福岡県知事の認証の日（平成 2 0 年 2 月 2 9 日）をもって施行する。
2. 第 1 6 条の規定にかかわらず、前項の施行日の属する役員の任期は、平成 1 9 年 9 月 1 日から平成 2 0 年 6 月 3 0 日までとする。
3. 第 4 1 条の規定にかかわらず、前々項の施行日の属する事業年度は、平成 1 9 年 7 月 1 日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日までとする。

## 附 則

1. この定款は、福岡県知事の認証の日（平成 2 6 年 9 月 2 日）をもって施行する。

## 附 則

1. この定款は、福岡県知事の認証の日（平成 年 月 日）をもって施行する。
2. 第 1 6 条の規定にかかわらず、前項の施行日の属する役員の任期は、平成 2 7 年 7 月 1 日から平成 2 8 年 6 月 3 0 日までとする。